

さんこうしりょう
参考資料

ちゅうおうくちいきぶかい れいわがんねんどじっせきいちらん
中央区地域部会 令和元年度実績一覧

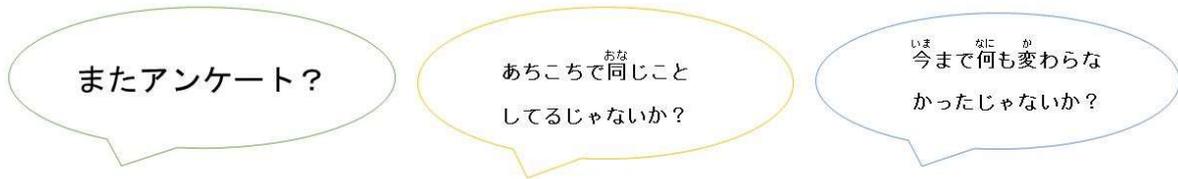
かいさいにちじ 開催日時	さんかしゃすう 参加者数	プログラム	がいよう 概要
だい かい 第81回 H31.4.17 ちゅうおほけん 中央保健センター	めい 55名	ちゅうおうくちいきぶかい とく 「中央区地域部会の取り組み」 ちゅうおうくちいきぶかい かたおか まさのり 中央区地域部会 片岡 正憲 氏 へいせい ねんど ちゅうおうくちいきぶかいねんかんかいつどうほうこく 「平成30年度中央区地域部会年間活動報告」 ちゅうおうくちいきぶかい つまら ぶかいちよう 中央区地域部会 妻倉 ゆかり 部会長 ふくし げんぼ ほとら 「福祉の現場で働くにあたって」 そつだんしつ おおくほ かおるし 相談室に 大久保 薫 氏	ちゅうおうくちいきぶかい りねん とく 中央区地域部会の理念、取り組みなどについての せつめいよ へいせい ねんど ねんかおつどほうこく 説明及び平成30年度の年間活動報告。 ふくし げんぼ ほとら たいせつ おも 福祉の現場で働くにあたって「大切だと思うように なったこと」についての講演を行い、質疑応答を おこな 行った。
だい かい 第82回 R1.5.15 ちゅうおほけん 中央保健センター	めい 68名	「いろいろなグループホームについて知ろう！」 やまもと こうたろう し (株)りるむ 山本 浩太郎 氏 ほうじん たかすぎけいち し NPO法人フィールズ 高杉 圭一 氏 しゃかいふくしほうじん わくい みほこし 社会福祉法人あむ こまち 和久井 三保子 氏	せいかつ ば しえん おこな 「生活の場」で支援を行っているグループホームに ついてまな とくちよう こと 学ぶため、特徴の異なる3つのグループ ホームの支援内容や住まいの特徴についての発 びようおこな しつぎおとう おこな 表を行い、質疑応答を行った。
だい かい 第83回 R1.6.19 ちゅうおほけん 中央保健センター	めい 40名	はっぴよわたし れんけい (ほうもんかんご ほうもんかいご) 発表「私の、とある連携」(訪問看護・訪問介護) ほうもんかんご ゆい かんざき たけみつ し 訪問看護ステーション 結 神崎 剛光 氏 さつぽろししゃかいふくしきょうぎかい にし 札幌市社会福祉協議会 西ヘルパーセンター 小田 リサ 氏	せいかつ おこな ほうもんかんご ほうもんかい 「生活のサポート」を行っている、訪問看護、訪問介 いご しえんないよう れんけいひれい はっぴよおこな 護の支援内容や連携事例についての発表を行い、 グループワークを行った。
だい かい 第84回 R1.7.17 ちゅうおほけん 中央保健センター	めい 41名	こうとうがっこう とくべつしえんきょういく こま かか せいと 「高等学校における特別支援教育 ～困りを抱えた生徒 の支援の取り組み～」 さつぽろししゃかいふくしきょうぎかいがくぶ きよむゆ とちまか とおるし 札幌学院大学人文学部 教授 柝真賀 透 氏	しな い こうとうがっこう とくべつしえんきょういく とく 市内の高等学校における特別支援教育の取り組みを もとに、さまざまな障がい等を抱えた生徒に対する支援体 さまざましやう とう かか せいと たい しえんたい 制やキャリア教育の現状、連携事例についての講演 せいせい きょういく げんじょれんけいひれい こうえん を行い、グループワークを行った。
だい かい 第85回 R1.9.18 ちゅうおほけん 中央保健センター	めい 40名	じれいけんとう 「★事例検討サロン in ちゅうおう PART4★ ～みんなでワイワイ学び合おう！～」 じれいていきやう ほうじん しやう しやしゅうろくえん かい や 事例提供：NPO法人 障がい者就労支援の会 あかり家	ていきやう じれい のなほうしきじれいけんとう 提供された事例について、「野中方式事例検討」の しゅほう もち じれいけんとう おこな 手法を用いて事例検討を行った。
だい かい 第86回 R1.10.16 ちゅうおほけん 中央保健センター	めい 26名	ふ かえ ほうさい 「振り返ろう！防災のここと」	ほっかいどい ぶりとうぶじしん ねん ふ かえ 北海道胆振東部地震からこれまでの1年を振り返 かくじぎょうしよ とく り、各事業所で「これまでに取り組んだこと」「未実 し とく とく りゆう こんごと 施な取り組みとその理由」「今後取り組みそうなこ と」についてのグループワークを行った。
だい かい 第87回 R1.11.20 カナモトホール	めい 52名	しえんしや 「支援者のメンタルヘルスケアについて」 さつぽろしせいしんほけんふくし しやちやう かまだ しゅやけ し 札幌市精神保健福祉センター 所長 鎌田 隼輔 氏	しえんしや こじん 支援者のメンタルヘルスケアについて、「個人として のメンタルヘルスケア」と「チームとしてのメンタルヘ ルスケア」の2つのテーマで講義とグループワーク おこな を行った。
だい かい 第88回 R2.1.15 しゃかいふくし 社会福祉 そうごう 総合センター	めい 81名	じれい かんが いぞんしやう はつたつしやう 「事例から考えよう ～依存症かつ発達障がい～」 いりやうほうじんほけんかい あさひやあういんはしもと しやうご し 医療法人北仁会 旭山病院 橋本 省吾 氏	ちゅうおうくちいきぶかいふくしきょうぎかい きやうさい 中央区社会福祉協議会との共催。 いぞんしやう はつたつしやう ただ りかい 「依存症」と「発達障がい」についての正しい理解と かか かた まな しやうれいまじ こうえん おこな 関わり方を学ぶため、症例を交えた講演を行い、グ ループワーク、質疑応答を行った。
だい かい 第89回 R2.2.19 ちゅうおほけん 中央保健センター	めい 43名	「しゃべりばinちゅうおう Part3」	しよくいべつ けいけんすずつ おな たちば はな 職位別、経験年数別に同じ立場で話しやすいグ ループを作り、「困りごとをひたすら出し合うしゃべり ば」と「出た困りごとを深めるしゃべりば」の2つの しゃべりばを行った。
けんこうフェスタ 2019 in ちゅうおう R1.9.28 ちゅうおほけん 中央保健センター	らいじやうしや 来場者 すう 数 の 延べ めい 324名	ふくしせつ かつどう りかい 福祉施設の活動を理解してもらうために、木工製 しゅうろくえんじぎやうしやう せいさく しやうひおよ じぎやうしよ 品、ファッション小物、缶バッチ、手織製品、支援学 校の小学部作品等の展示を行った。	

移動に関するプロジェクトチーム報告

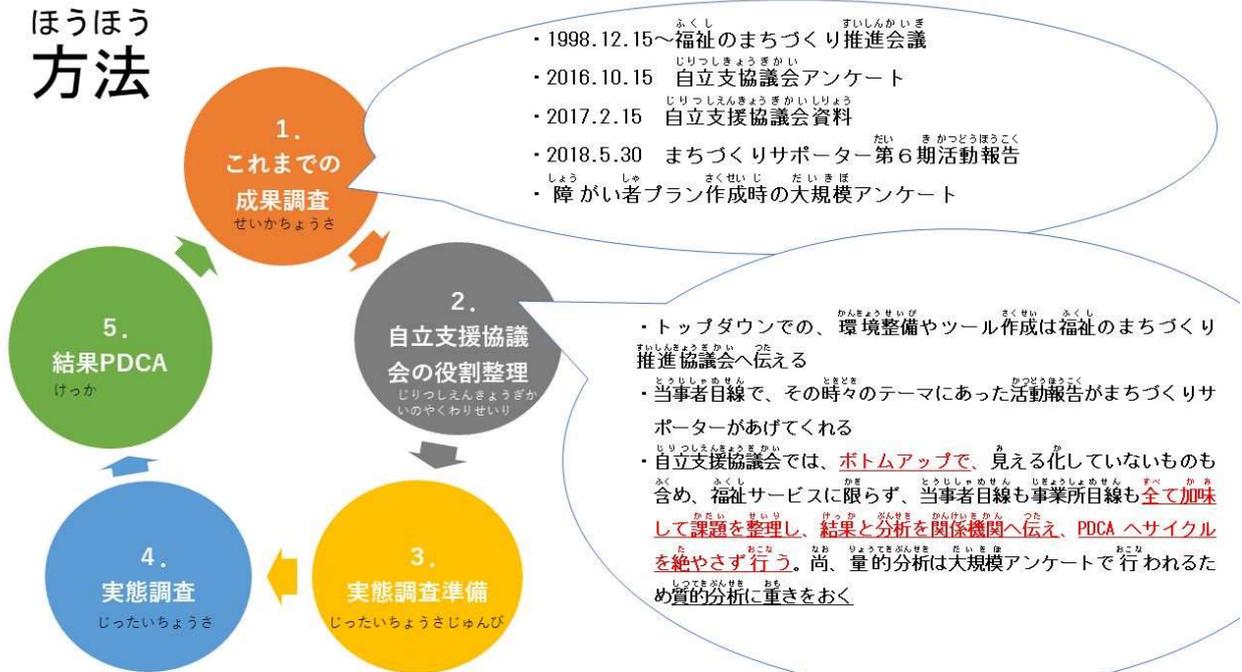
2020年3月31日

プロジェクトの目的

札幌市の各所でなされてきた移動に関わる議論を集約し、課題を整理した上で、関係各所の連携をはかるきっかけづくりが必要と考える。そこで、議論の集約、課題の整理、関係各所の連携づくりを目的として、本プロジェクトを設立する【アンケート実施、2020年3月さっぽろ障がい者プラン2018一部改定への提言、2020年9月終了】。



ほうほう方法



ほうほう 方法



ちょうさけっか 調査結果

○ 障がい種別の調査対象（回答）数

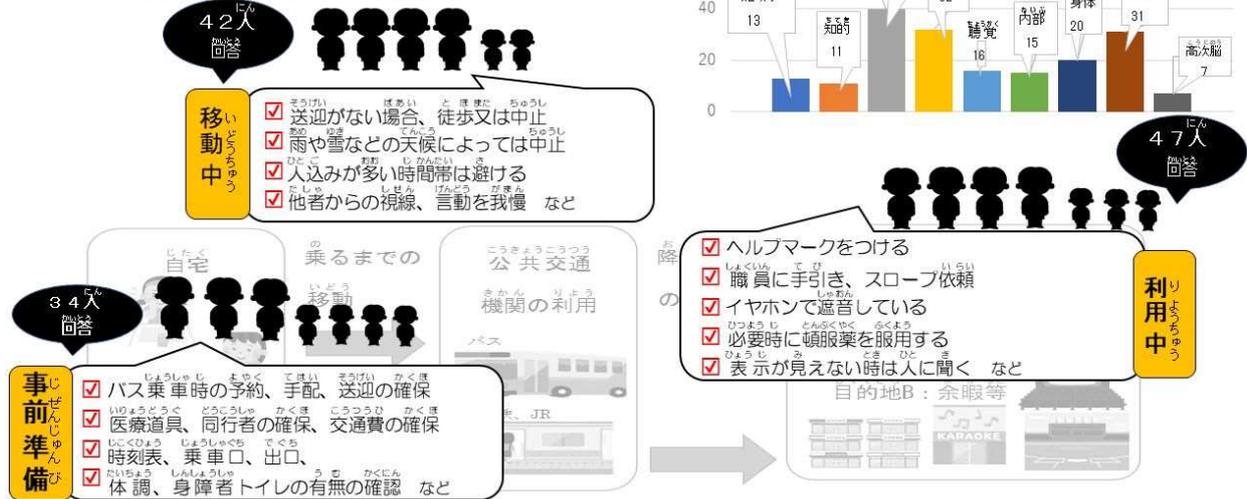
しかくしょう 視覚障がい	ちょうかくしょう 聴覚障がい	しんたいしょう 身体障がい (肢体・車いす)	ないぶしょう 内部障がい	せいしんしょう 精神障がい	はったつしょう 発達障がい
20	19	10	13	18	13

ちてきしょう 知的障がい	こうじのうきのう 高次脳機能 障がい	なんびょう 難病
12	13	10

ほんにん くふう 本人が工夫していること

かいとうけっか じゆうきじゆつ なか ほんにん くふう
回答結果の自由記述の中から“本人が工夫していること”と判断

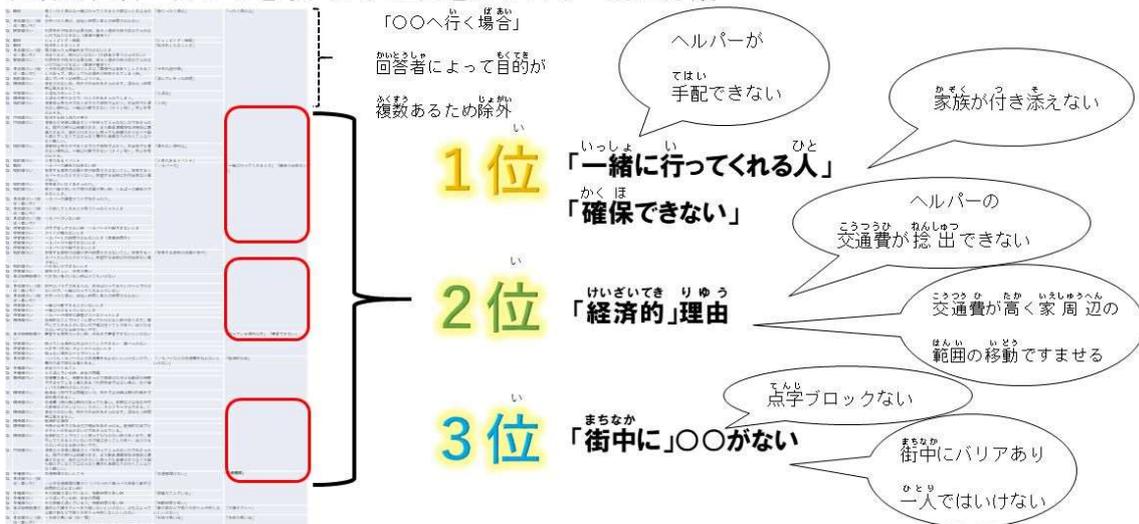
ないよう かいとう けい ちゆうしゆつ
される内容の回答=計185を抽出



ほんにん さいしょ 本人が最初からあきらめていること

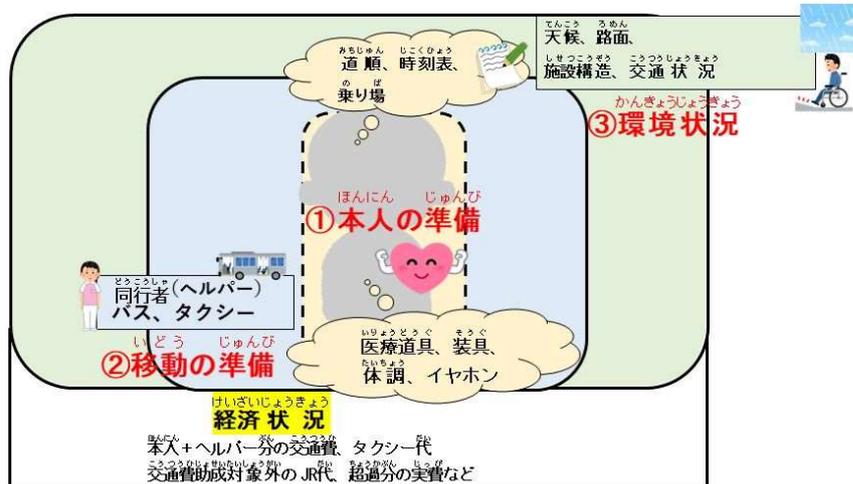
かいとうけっか じゆうきじゆつ なか さいしょ ほんにん
回答結果の自由記述の中から“最初からあきらめている”と判断される

ないよう かいとう けい ちゆうしゆつ りゆう べつ ぶんるい
内容の回答=計76を抽出、理由をカテゴリー別に分類



まとめ

障がいがある人が【外出】するためには本人の工夫も含め、
 3段階の準備・諸状況が整っていないと難しい事がわかった。
 また【外出】の可否には経済状況も大きく影響する事がわかった。

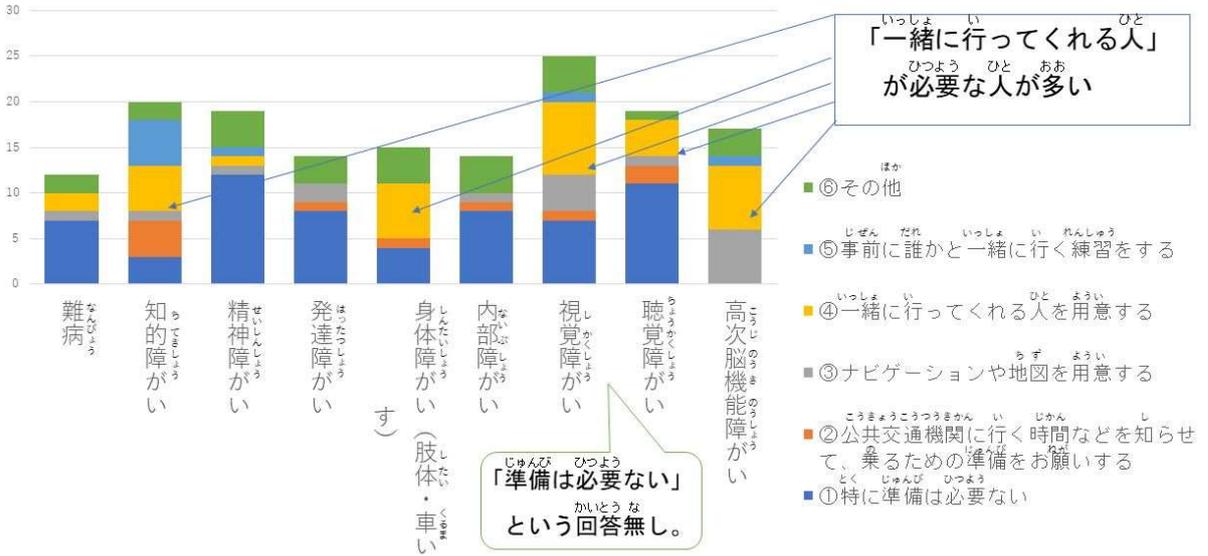


提言① 「本人があきらめていること」
 「本人の努力していること」について

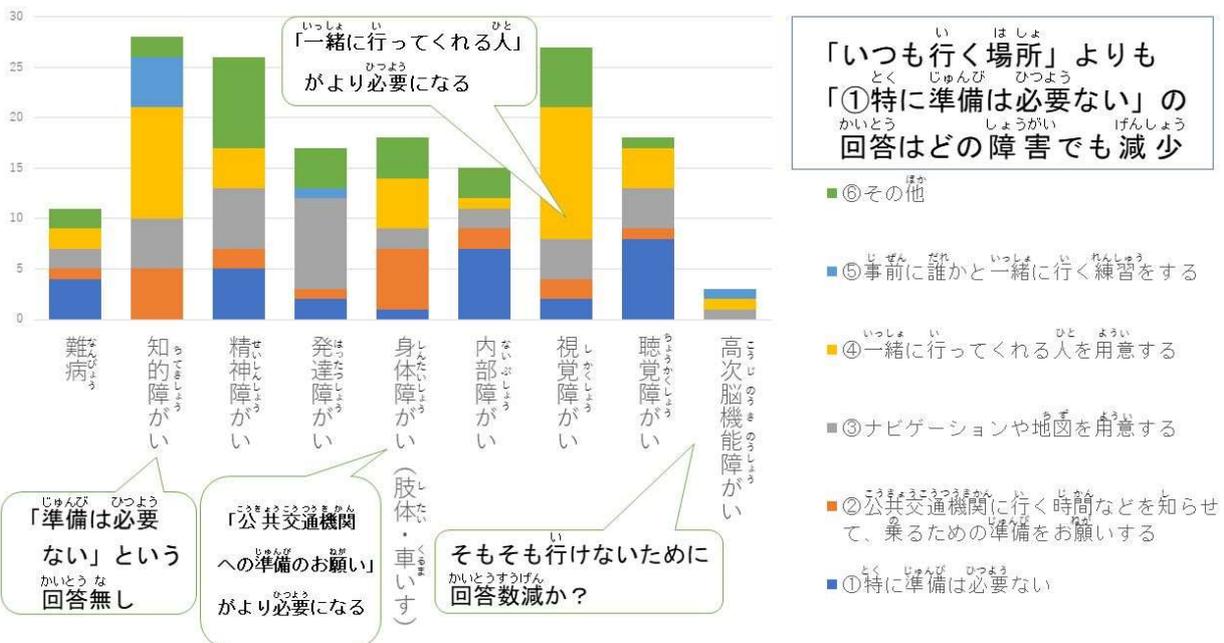
- 1) 自立支援協議会各種研修会などで当事者の声として使っていただきたい
- 2) 地域部会で回覧していただきたい
- 3) 他の障がい種について、当事者たちに知っていただきたい

ちょうさけっか しょうさい 調査結果の詳細

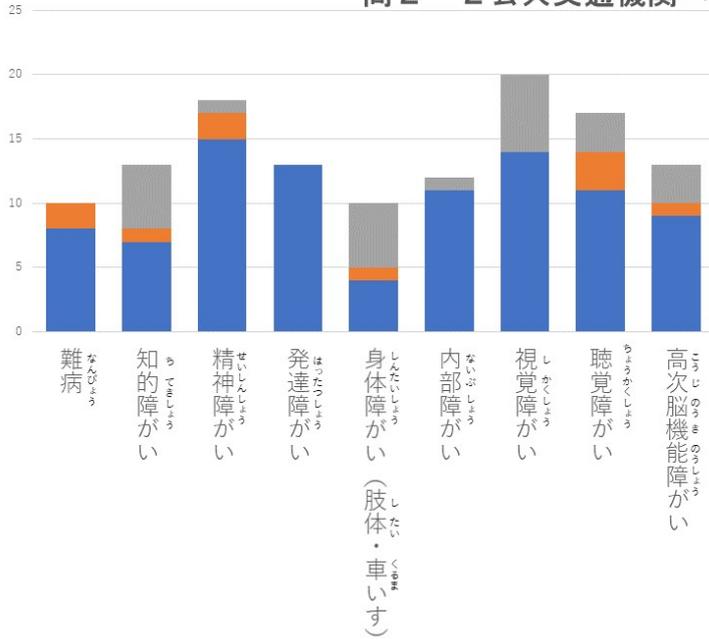
問1-1 いつもの場所への移動前の準備



問1-2 初めての場所への移動前の準備



問2-2 公共交通機関への自力移動

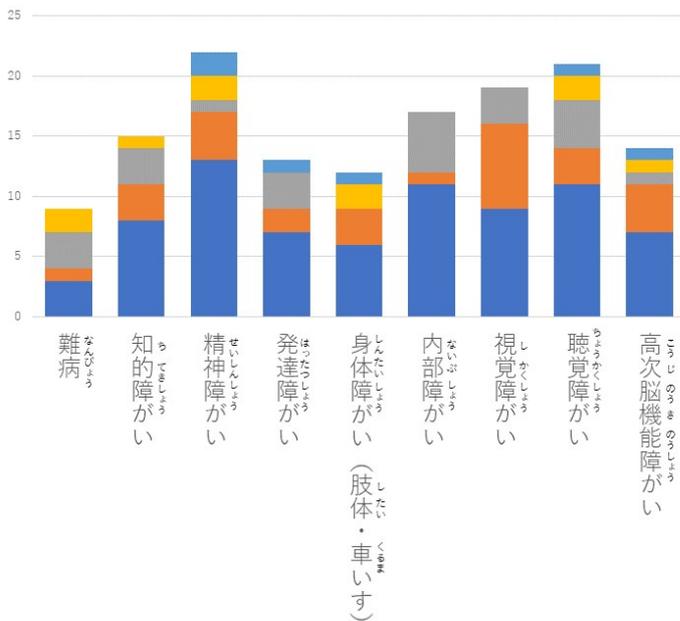


- ③工夫や支援があればできる
- ②できない
- ①できる

回答総数

①できる	②できない	③工夫や支援があればできる
92	10	24

問2-1 目的地への主な手段



「公共交通機関の利用」が多い。

- ⑤その他
- ④タクシーや介護タクシー
- ③自家用車
- ②歩き（車椅子の利用も含む）だけで移動
- ①公共交通機関を利用

問2-4 公共交通機関への自力移動が「できない」理由（複数回答）

①車いすを1人で動かすことができない	②道がわからない	③物理的な構造上のバリアがある（道路が舗装されていない、点字ブロックがない、駅のエレベーターが狭いなど）	④精神的な面で難しい（人混みや人の目が怖い、気疲れするなど）	⑤身体的に疲れやすい	⑥その他
4	2	2	3	3	4

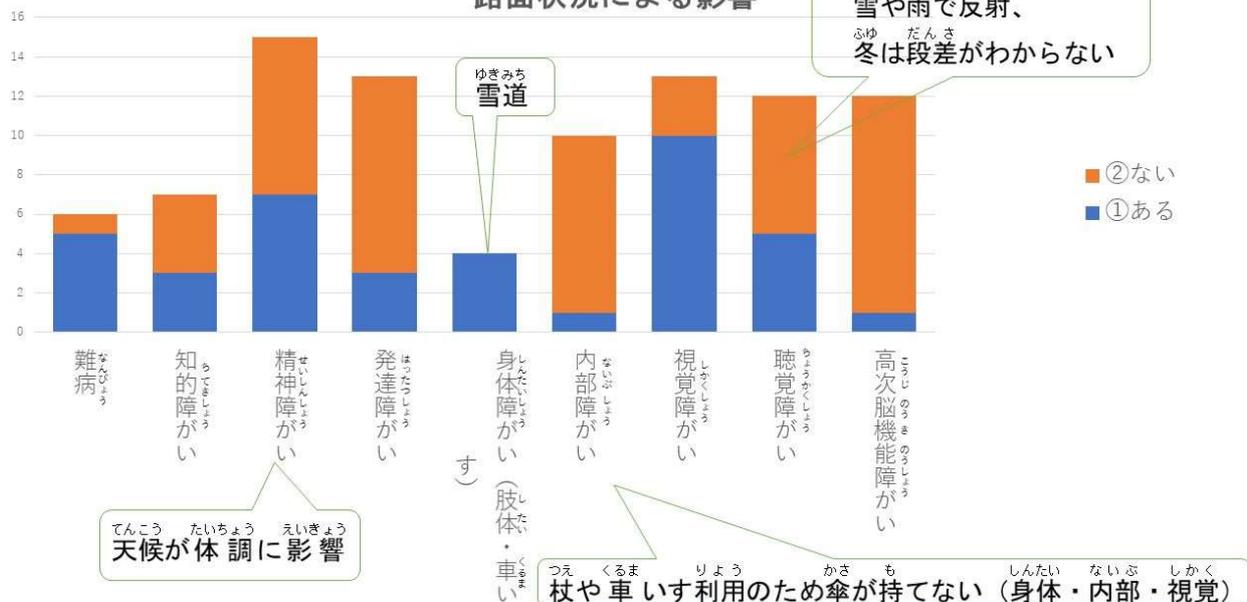
移動中に目的地が分からなくなる（高次脳）/ 予期せぬ発作（精神）、重度知的障害

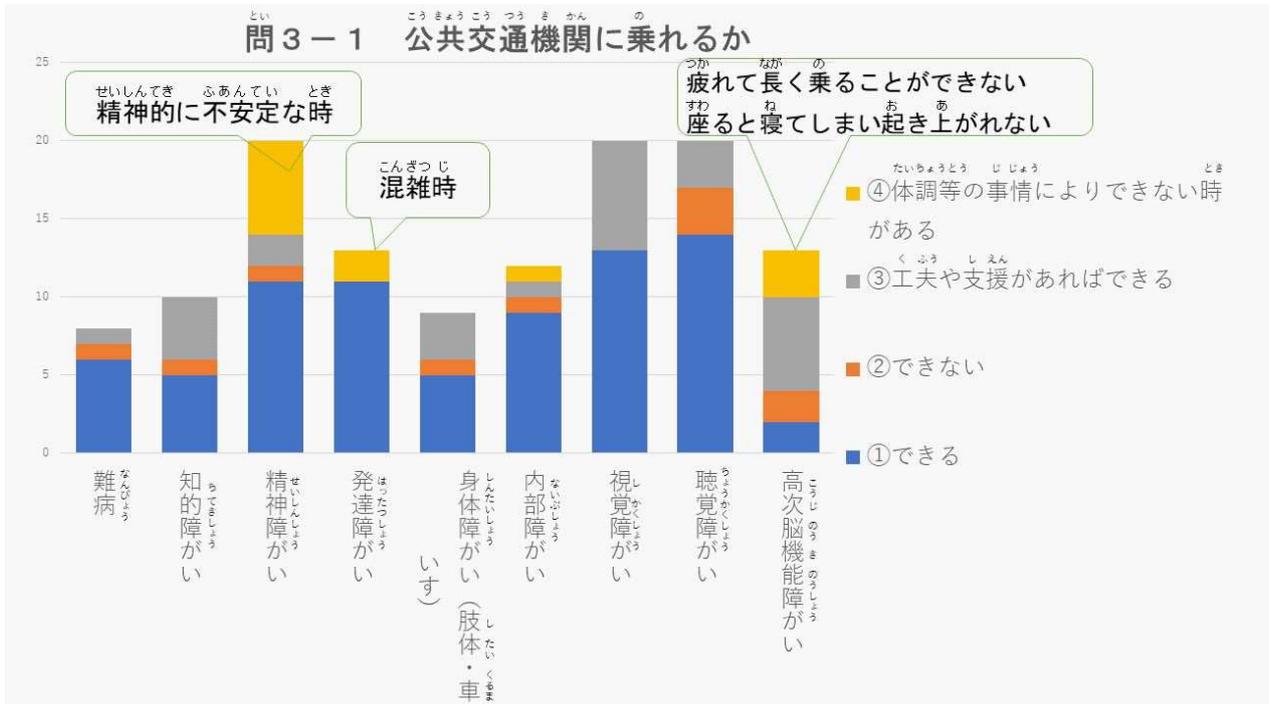
問2-4 公共交通機関への自力移動ができるための「工夫や支援」（複数回答）

①ヘルパーを頼む	②家族や友人などに送ってもらう	③送迎サービスを利用する	④タクシー、介護タクシーを利用する	⑤ナビゲーションや地図を用意する	⑥その他
15	14	5	6	5	5

練習する（高次脳）/ イヤホンで防音（精神）

問2-3 公共交通機関への自力移動が「できる」人の路面状況による影響





問3-2 公共交通機関に乗ることが「できない」理由（複数回答）

①乗り方がわからない	②乗ったことがない	③案内表示やアナウンスがわからない	④駅の構造に物理的なバリアがある（エレベーターが小さい、切符の販売機に手が届かないなど）	⑤精神的な面で難しい（人混みや人の目が怖い、気疲れするなど）	⑥身体的に疲れやすい	⑦その他
2	3	2	2	2	3	3

問3-3 公共交通機関に乗ることができるための「工夫や支援」（複数回答）

①ヘルパーを頼む	②家族や友人などと一緒にいっしょに行ってもらおう	③事前に練習する	④公共交通機関に行く時間などを知らせて、乗るための準備をお願いする	⑤その他
22	24	6	7	5

本人に合わせた目印など（高次脳）
 雨の日はカッパ（難病） 盲ろう者通訳介助員（聴覚）

提言②札幌市に知って一緒に考えて欲しいこと

- 1) 「さっぽろ障がい者プラン2018」の項目にあるものは、
質的に検討を加えていただきたい（後述）
- 2) 1) の中の「横断的分野」について、福祉のまちづくり
推進協議会でも検討していただきたい

さっぽろ障がい者プラン2018の項目ごとの調査結果（自由記述）の整理

項目	調査結果（自由記述）の整理
横断的分野	<p>◎ヘルプマークのおかげでも助かっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見た目だけではわからない障がいがあることを啓発してほしいです。 ・地域のちょっとした手伝いで暮らしやすくなることが多いことを啓発してほしいです。 ・公共交通機関の職員が非協力的であったり、ネガティブなことを言うてくることもあります。 ・優先席を譲ることや、公共交通機関内でのマナー違反に苦しむことが多いため、アナウンスをもっとしていただきたいです。 ・地下鉄やバスでスロープの使い方に慣れてほしいし、使用を嫌がらないでほしいです。 ・まだまだ、外に出る前からあきらめてしまっていることがたくさんあり（「暮らし」の部分で詳しく触れます）このことも知ってほしいと思います。
生活環境整備	<p>◎車椅子用改札機などに助かっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なくて、もしくは少なく困るものは以下です：点字ブロック（ICチップ）、バリアフリー、低い位置（車いす対応）の地下鉄券自販機・精算機・緊急停止ボタン・つかまるところ、安定的なバススロープ、路面電車の入口、優先席、トイレ、券売機「福祉大人」の反応が悪く押しづらい。 ・精神・発達障害のある人には照明がまぶしすぎたり、案内放送が音量などによって耳障りになってしまうことがあります。

項目	調査結果（自由記述）の整理
<p>横断的分野</p> <p>情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実</p>	<p>◎駅番号や路線の色に助かっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも、もしくはなくて困るものは以下です：点字ブロック（ICチップ）、交差点（音）、輔車分離信号ははじめ音の出ない信号機（音）、事故時のアナウンス（字幕）、電光掲示板、視野欠損 もしくは注意の障害があってもわかりやすい掲示、特に、JR札幌駅⇔地下鉄さっぽろ駅、札幌バスターミナル⇔地下鉄南北線さっぽろ駅はわかりづらい、サビカの割引方法の説明
<p>差別解消</p>	<p>地下鉄で渡し板についてのお願いをスルーしないでほしいです。</p>
<p>施策分野</p> <p>暮らし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当たり前暮らしをあきらめていることがたくさんあります（あきらめていること参照：場所・一緒に行ってくれる人の有無・練習してくれる人の有無・家族の負担・経済面・天候に左右される、バリアフリー化されていない、情報アクセシビリティが充分でない）。 ・「雇用就労」は経済的な面で、「暮らし」と連動しています。それぞれではなく一体的に議論してほしいです。
<p>保健医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害では地域生活の練習が重要ですが、現行制度では充分ではありません。 ・移動支援を復職時一定期間使えるようにしてほしいです。

項目	調査結果（自由記述）の整理
<p>施策分野</p> <p>雇用就労</p>	<p>◎福祉バス、割引に本当に助かっています。</p> <p>※移動は雇用就労へのアクセスの問題に関わると同時に、雇用就労による経済面の改善は移動の機会拡大につながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤にヘルパーを使えるようにしてほしいです。 ・移動支援を高次脳機能障害がある人の復職時一定期間使えるようにしてほしいです。 ・「生活環境整備」で触れた公共交通機関の問題を解消してほしいです。 ・ラッシュを避けて通勤することを許してくれる会社増えてほしいです。 ・雪、除雪有無による影響を考えてほしいです。 ・精神障害も他の障害同様の割引を受けたいです。 ・福祉乗車証と福祉タクシーを両方使えるようにしてほしいです。 ・安心して利用できるタクシー以外の方法があるとよいと思います。
<p>暮らし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活環境整備」は「安心安全」と連動しています。 ・特に事故時の車内放送の字幕は重要です。 ・雪や暗闇で生じる不便のことも想定しておく必要があります

ていげん ちいき し いっしょ かんが
提言③地域に知って一緒に考えてほしいこと

ていげん とくてい きかん し いっしょ かんが
提言④特定の機関に知って一緒に考えてほしいこと

べっし ちいき ぎょうせい かんけいきかん
別紙（「地域・行政・関係機関へ」）

ねん がつこう どうがい ぶんせき ちいきぶかい もう おく
★2020年3月以降、当該PTで分析し地域部会などへ申し送る

こんご 今後のスケジュール

ねん がつ にち かいぎ しょう しゃ
2020年2月12日・・・プロジェクト会議（さっぽろ障がい者プラン

いちぶかいてい も こ せいり
2018一部改定へ盛り込んでほしいことの整理）

ねん がつ じりつしえんきょうぎかいうんえいかいぎ ていげん だいいちじ
2020年3月・・・自立支援協議会運営会議へ提言（第一次）

ねん がつ くに ちいき かんけいきかん ていげん
2020年3月～・・・国、地域、関係機関への提言をまとめる

ねん がつまつ じりつしえんきょうぎかいうんえいかいぎ すべ ていげん ほうこく
2020年9月末・・・自立支援協議会運営会議へ全ての提言を報告し

さいしゅう しゅうりょう さい
（最終）プロジェクト終了。その際PDCAサイクルについての
ていげん おこな
提言も行う

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例（平成24年条例第43号・抄）

第8章の2 自立支援協議会

（自立支援協議会）

第417条の2 法第89条の3第1項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会
（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等のうちから市長が委
嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、第
2項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、
市長が定める。

札幌市自立支援協議会規則（平成26年規則第71号）

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2第8項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員全員の一致により決定する。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(部会)

第6条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

札幌市自立支援協議会設置要綱

〈平成 18 年 8 月 10 日 保健福祉局理事決裁〉

〈最近改正 平成 25 年 3 月 28 日〉

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員(以下、委員という)は、25 人以内で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者(委託相談支援事業者及び指定相談支援事業者)
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 第 2 項の規定により委嘱を受けた委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該委員の委嘱を取り消すことができる。なお、第 5 条の臨時委員においても同様とする。

- (1) 委員が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 委員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (3) 委員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)委員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は意思決定の場であり、委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

3 全体会に会長、副会長、各部部长により構成する運営会議を設置し、協議会全体の運営に関する議論を行う。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を置くこと。

(1) 地域部会

(2) 専門部会

2 各部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 地域部会

障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。

(2) 専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行う。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、その設置を必要と提案する者が、部会設置の目的、活動内容等を説明し、前条の規定に従い決定され、設置されるものとする。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会にプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの構成、運営に関しては、全体会にて定める。
(機能)

第8条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、札幌市が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議、調整を行う（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催する）。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (5) 障害者虐待防止に関する体制整備等に対して、虐待防止のネットワークと連携する。
- (6) その他、協議会の趣旨に合致する事柄について協議を行う。

(公開・広報)

第9条 全体会は原則公開とする。ただし、困難事例への対応のあり方に関する協議等、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- 2 全体会を非公開とする場合は、事前に全体会または運営会議において協議し、委員の了承を得ることを必要とする。
- 3 協議会の広報は札幌市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局障がい福祉課と相談支援事業所等で構成する事務局において行う。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

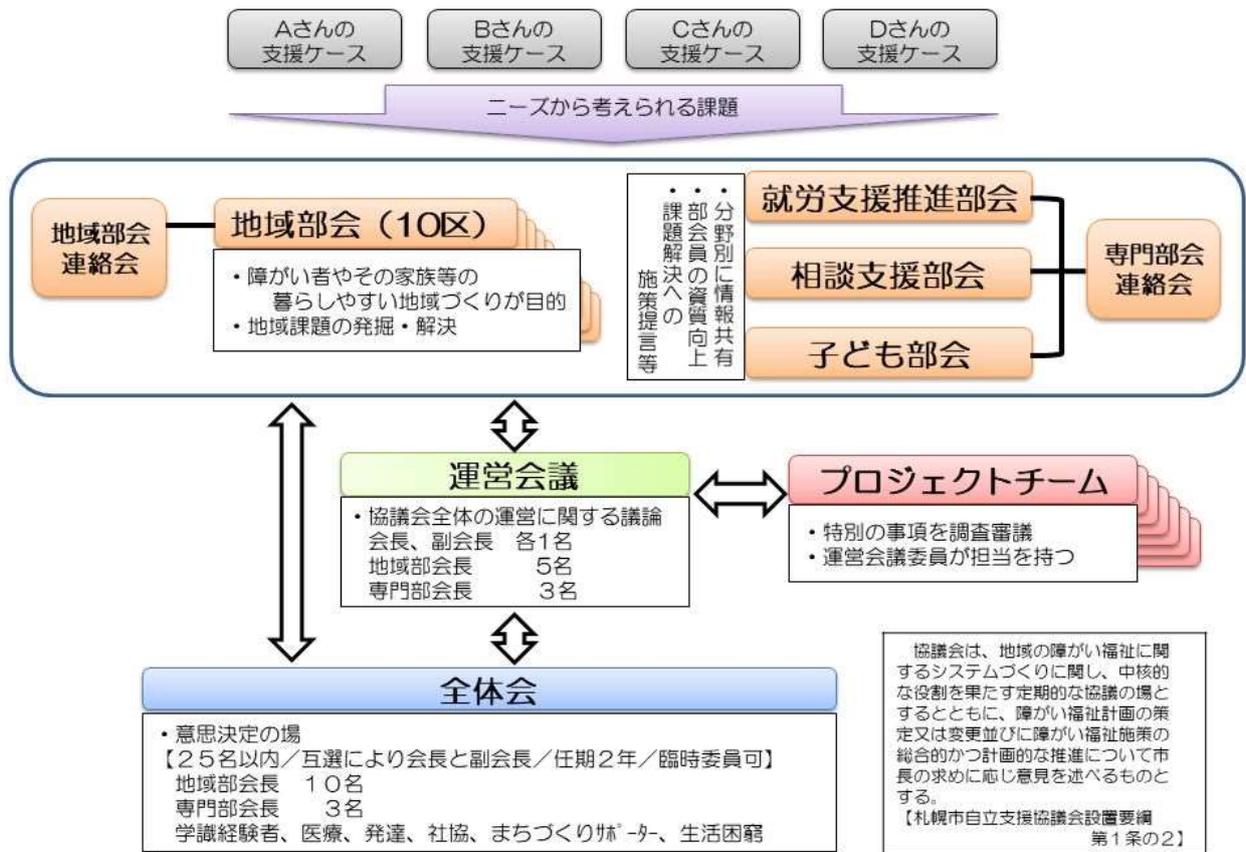
附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

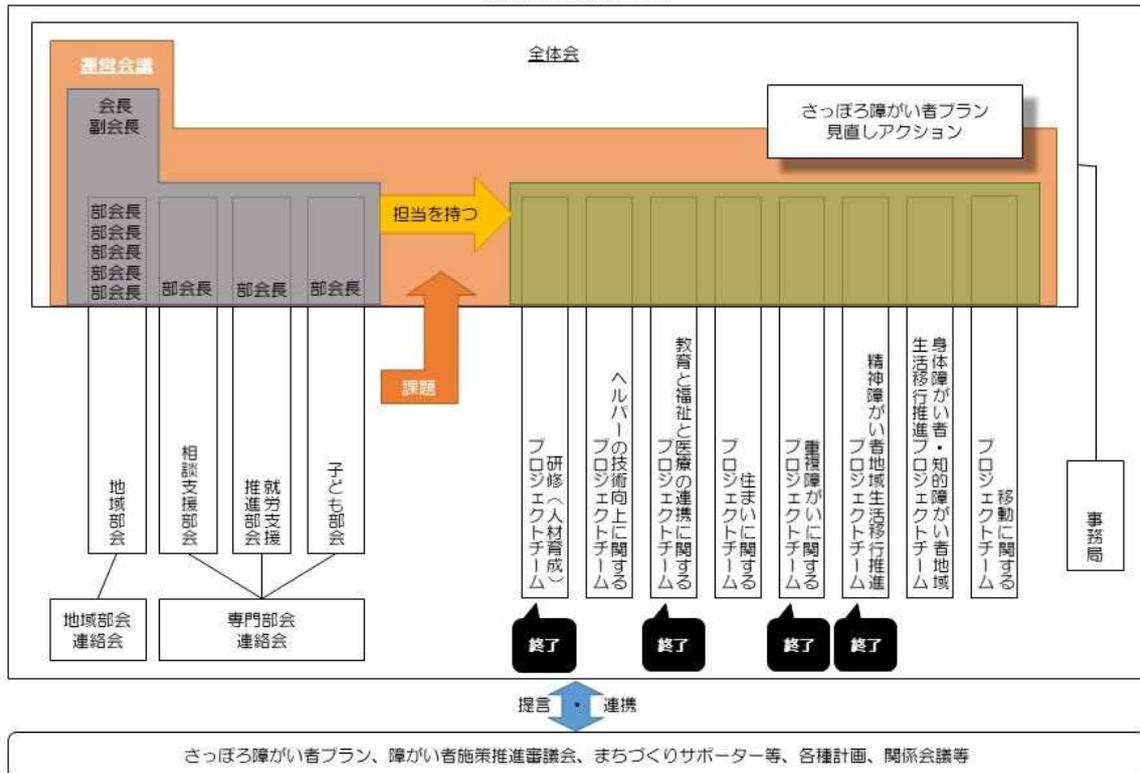
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

札幌市自立支援協議会組織図 (平成30年1月24日)



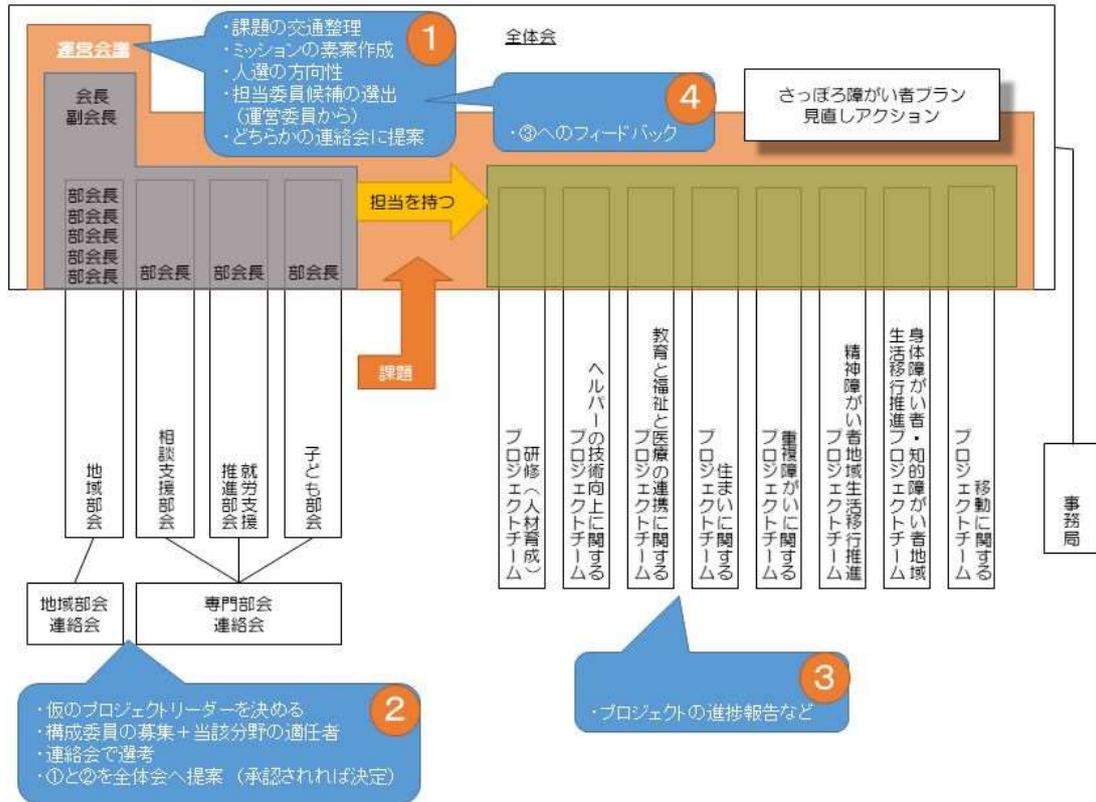
札幌市自立支援協議会とプロジェクトチームの関係図

(令和元年5月21日)



札幌市自立支援協議会のプロジェクトチームフロー図

(令和元年5月21日)



部会化の基準

- 札幌市自立支援協議会は、設置要綱の第1条第2項に示すとおり、「地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場」であるとともに、「障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるもの」という規定に基づき、障がい者プラン等への施策提言を行っている。
- 札幌市自立支援協議会は、活動報告書等により、障がい福祉全般について市の施策の参考となる活動をしている。しかし、国や市に対する要望の場ではなく、地域課題を情報共有し協議するが、自立支援協議会自らが国や市に要望をあげることは想定していない。そのため、各部会やプロジェクトチームでの活動は、下記のルールや役割を踏まえて運営していく必要がある。また、協議会の役割を実行するプロセスで、協議会の6つの機能を果たしているかの意識を持ち、検証することも必要となる。

<p><u>協議会のルール</u></p> <p>・協議会の場に一方的な要望や陳情、バトルを持ち込まない</p>	<p><u>協議会の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会は関係機関等の相互の連携を図る ・協議会は地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有する ・協議会は関係機関などの連携の緊密化を図る ・協議会は地域の実情に応じた体制を整備する
--	--

- 専門部会は包括的・横断的な分野ごとに、期限の定めなく組織的に活動するために、最低限、部会長・副部会長・事務局が必要である。各専門部会の規約では事務局はあくまで「事業所」であり、個人の活動ではなく、障がい福祉課と連携して行うこととしている。
(相談支援部会、就労支援推進部会、子ども部会の規約の事務局の定め方を参考。)



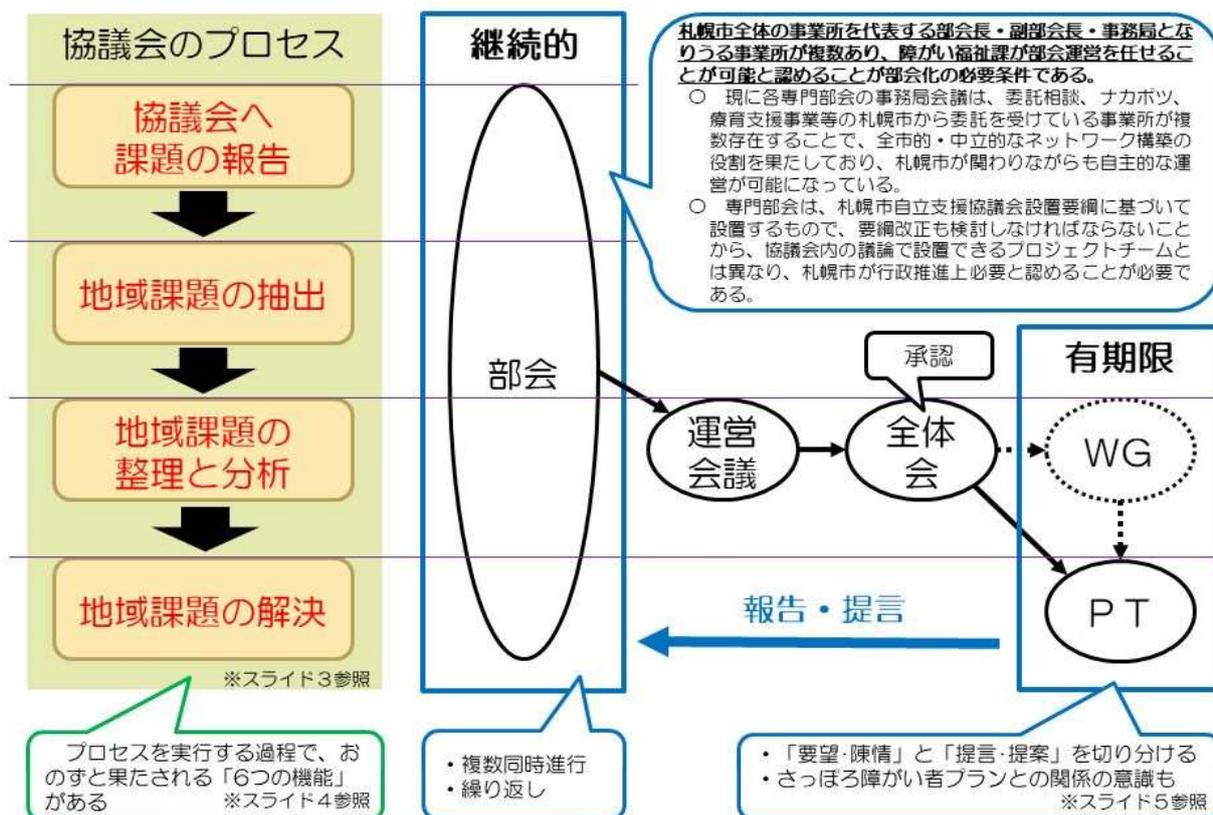
札幌市全体の事業所を代表する部会長・副部会長・事務局となりうる事業所が複数あり、障がい福祉課が部会運営を任せることが可能と認めることが部会化の必要条件である。

- 現に各専門部会の事務局会議は、委託相談、ナカポツ、療育支援事業等の札幌市から委託を受けている事業所が複数存在することで、全市的・中立的なネットワーク構築の役割を果たしており、札幌市が関わりながらも自主的な運営が可能になっている。
- 専門部会は、札幌市自立支援協議会設置要綱に基づいて設置するもので、要綱改正も検討しなければならないことから、協議会内の議論で設置できるプロジェクトチームとは異なり、札幌市が行政推進上必要と認めることが必要である。

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理 (事務局／一部未整理箇所を含む)

	部会		プロジェクトチーム (PT) (ワーキングチーム (WG))
	地域部会	専門部会	
目的	各区ごとに設置 ・地域づくり ・顔の見えるネットワークを構築 ・情報共有 ・地域課題の発掘・解決	包括的・横断的な分野別に設置 ・情報共有 ・研修等の開催 ・部会員の資質向上 ・施策提言 等	・特別の事項を調査審議 ※活動内容の実態は、 ・カテゴリごとに分類された地域課題を整理 (主にWG) ・取り組める範囲での課題解決に向けたモデル的な活動 ・協議会の活用を制度的に求められていることへの対応の3つがある。 ※もともと協議会全体 (運営会議) で取り組むべきことを一時的に専門性の高いPTに委ねている。
期限・組織	・特別な事情が生じない限り、組織的・継続的に活動することを前提にしている。 ・相当数の事業所が、事業所単位で加入してネットワークを構築している。 ・個人の参加もありうるが、個人的な活動をする場ではない。 ・部会内にも部会やプロジェクトチームを持つ。		・これまでの運営会議や全体会で、PTは有期であること、協議会委員の改選時に、PTの継続について判断することが確認されている。 ・一時的、専門的なものであるため、個人の知識・関心を生かして参加することもできる。 ・活動開始時に目的・活動内容を踏まえ期限を具体的に設定する
課題の取扱の違い	・地域課題抽出～地域課題の整理と分析 ・課題解決に向けた取組 ※部会から運営会議へ報告されるものを協議会全体の地域課題として取り扱う。各地域部会でも取り組める範囲で課題解決の活動は行う。	・関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言を行うことが目的であり、地域課題抽出が主目的ではない。	・すでに地域課題としてカテゴリごとに整理された課題に基づいて設置され、アンケート等による実態把握をしたり、課題を施策提言できる内容に整理したり、座談会等の課題解決に向けたモデル的な取組を行う。 ・PTの活動内容や新たに把握された課題は、運営会議に報告する。 ・調査審議した結果は、運営会議や全体会に報告したり、集大成のセミナー開催等で地域に還元したり、専門部会・地域部会に引き継ぐことは引き継ぐ。
事務局等	・事務局は、個別支援主査、委託相談、区社協が基本。 ・活動の自主性が高く、直接札幌市の施策に提言はしていない。	・札幌市の委託事業等、就労・相談支援担当係と事業運営上の関係が強い事業所が複数含まれる事務局会議を構成している。	・事務局はワン・オールと就労・相談支援担当係が基本。 ・運営会議からの担当委員を決めている。
その他	・協議会は、要望・陳情の場ではなく、ともにできることを探りながら相互の連携を深める等の活動をしていく場。 ・協議会は、障がい者プランの策定・変更や総合的かつ計画的な障がい福祉政策の推進について市長の求めに応じ意見を述べる。 ・事業化の難しい施設・制度整備等は、協議会以外のアプローチで実現をめざすことも考えるべき。		

札幌市自立支援協議会の部会とプロジェクトチームの整理



障害者総合支援法

(協議会の設置)

目的

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

役割

障害者総合支援法の条文を読み替えると 協議会の“本来の役割”は、

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、

- ・ 協議会へ課題の報告

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、

- ・ 個別のニーズから地域課題の抽出

関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、

- ・ 地域課題の整理と分析

地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

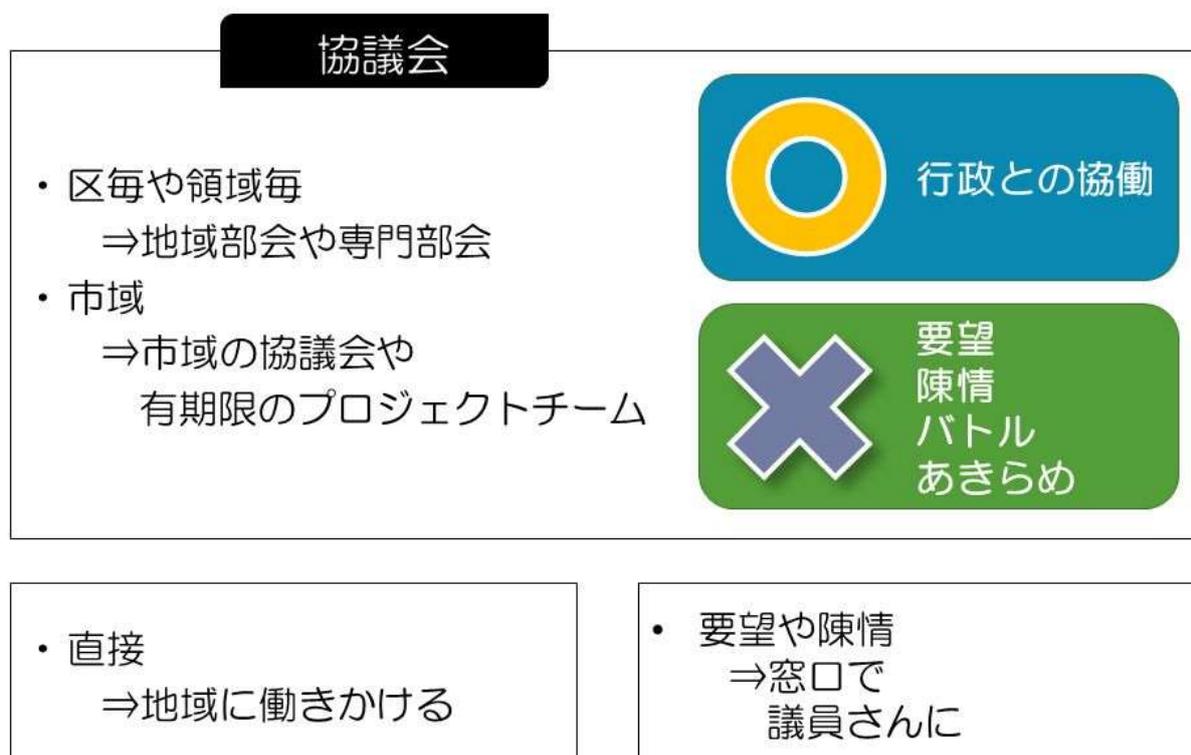
- ・ 地域の支援体制の整備(地域課題の解決)

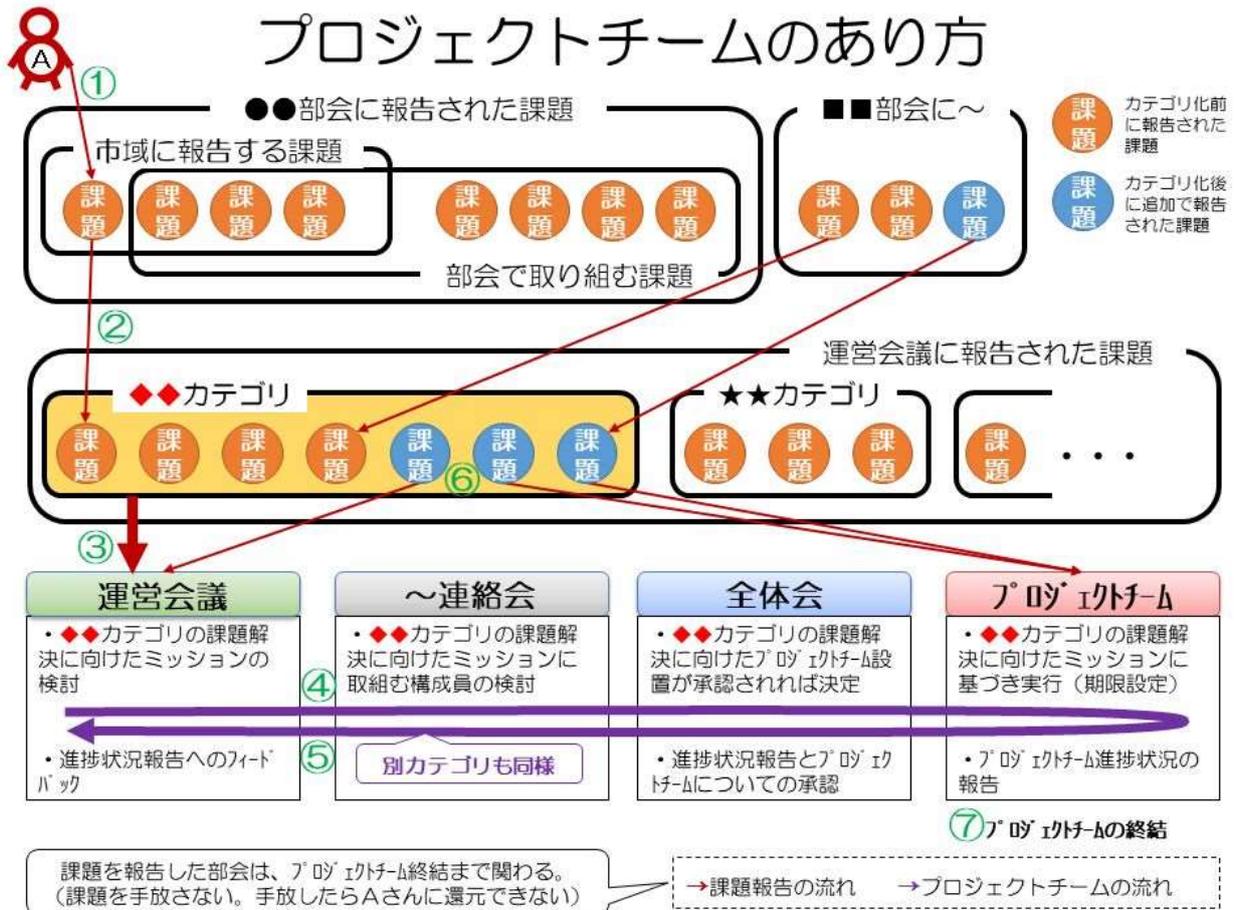
協議会の機能

情報機能	自分たちが住むまちのことを知る
調整機能	自分たちが住みやすいまちを考える
開発機能	自分たちが住みやすいまちをつくる
教育機能	自分たちが高めあいながらまちをつくる
権利擁護機能	誰もが夢や希望を持てるまちをつくる
評価機能	常により良くと創造しつづける

出典／なまらわかりやすい北海道の相談支援(北海道地域ケアマネジメントネットワーク)

「地域課題」の解決の仕方





プロジェクトチームのあり方

- ① 地域で生活するAさんの、夢や希望に応える術が、インフォーマルもフォーマルも含めて現状では見当たらない場合、個別ニーズから抽出された課題として13の部会（地域部会、専門部会）のどこかに報告できるための機能が、まず必要になる。
- ② 報告された課題は、13の部会で、課題解決に向けた優先度や取り組み方針が検討される。単独の部会では課題解決に向けた活動が難しく、市域の協議会に解決に向けた活動を依頼する方が効果的と考えられる場合は、課題を（取組提案と共に）市域の協議会（運営会議）に報告することができる。
- ③ 市域の協議会（運営会議）では、13の部会から報告された課題について、一旦カテゴライズを行い、カテゴリ毎に、課題解決に向けた活動のためのプロジェクトチーム設置等について検討を行う。
- ④ プロジェクトチーム設置に向けた検討は、運営会議で検討⇒（地域部会・専門部会）連絡会で検討⇒運営会議で確認・了解⇒全体会で承認⇒プロジェクトチーム設置と構成員の承認
- ⑤ プロジェクトチーム設置後の進捗管理は、プロジェクトチームからの報告⇒全体会・運営会議からのフィードバック
- ⑥ カテゴリー化後に、各カテゴリに該当する課題が市域の協議会に報告された場合は、随時運営会議やプロジェクトチームに追加課題報告を行う。
- ⑦ プロジェクトチーム終結時、「成果」「積み残し」「提案」を報告。

札幌市自立支援協議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

令和2年5月1日現在 22名(敬称略・五十音順)

氏名	職業(役職)	部会
荒川 倫代	(福) 札幌療育会 相談支援事業所ノック 所長	相談支援部会
大下 和章	(福) 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部 自立支援課長	—
大館 美奈子	札幌市自閉症・発達障害支援センター コラボレーター	—
尾形 多佳士	(医) 五風会 さっぽろ香雪病院 診療支援部副部長・地域連携支援室室長	—
加藤 法子	(福) 楡の会 総合施設長	厚別区地域部会
鴨崎 裕介	札幌市手稲区第1地域包括支援センター センター長	—
北川 聡子	(福) 麦の子会 総合施設長	子ども部会
北原 義之	札幌市教育委員会 学校教育部 学びの支援担当課 特別支援教育担当係長	—
栗虫 宏明	(有) 拓真ワークス 取締役事業部長	清田区地域部会
小熊 広道	(特非) イコール 副理事長	豊平区地域部会
○ 小谷 晴子	(特非) 札幌アシストセンターマザー 理事長	東区地域部会
斎藤 規和	(株) シムス 代表取締役	白石区地域部会
重泉 敏聖	(特非) きはなれ 就業・生活応援プラザとねっと センター長	就労支援推進部会
鈴木 博子	障がい者によるまちづくりサポーター 代表	—
妻倉 ゆかり	(特非) 障がい者就労支援の会 あかり家 管理者	中央区地域部会
◎ 永井 順子	北星学園大学 社会福祉学部 教授	—
中田 華代	札幌市委託支援事業 札幌市生活就労支援センターステップ 主任相談支援員 (キャリアバンク (株) 主任)	—
西村 正樹	(福) アンビシャス 業務執行理事・総合施設長	手稲区地域部会
前田 節	(福) 札幌三和福社会 三和荘 施設長	西区地域部会
増田 靖子	(一財) 北海道難病連 代表理事	—
山田 訓義	(福) 北海道ハピニス 相談支援事業所グリーンハイム 管理者兼相談支援専門員	南区地域部会
和田 文明	合同会社Forest サポートセンターれら 所長	北区地域部会

オブザーバー

氏名	職業(役職)
戸田 健一	(特非) たねっと 障がい者相談支援センター夢民 地域づくりコーディネーター (北海道広域相談支援体制整備事業(札幌圏域))